

損害賠償請求事件に係る和解について

神戸地方裁判所令和 6 年（ワ）第 1 4 5 7 号損害賠償請求事件について，別記のとおり和解を成立させる。よって，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により，議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 8 日提出

伊丹市長 中 田 慎 也

記

1 当事者

原告

被告 伊丹市千僧 1 丁目 1 番地

伊丹市（代表者 市長 中田 慎也）

2 和解案

- (1) 被告は，原告に対し，平成 2 9 年 6 月から令和 5 年 7 月分までの障害者加算相当額として，1 3 1 万 2 , 8 6 0 円の支払い義務があることを認める。
- (2) 被告は，原告に対し，前号の金員を，令和 7 年 1 1 月 2 5 日限り，原告が指定する預金口座に振り込む方法により支払う。ただし，振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告は，その余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告は，原告と被告との間には，本件に関し，本和解条項に定めるもののほか，何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は，各自の負担とする。

（参 考）

事件の概要

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けている原告は，その保護の期間中に障害等級を２級とする精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたにもかかわらず，平成２９年４月分から令和５年７月分までの障害者加算金が支給されなかったことが違法であるとして，令和６年１０月，本市を被告として，国家賠償法（昭和２２年法律第１２５号）第１条第１項に基づき，障害者加算相当額，遅延損害金，慰謝料及び弁護士費用の支払いを求める訴えを提起した。

本市は，当該訴えについて容認できないとして係争中であつたが，令和７年８月，裁判所より，前記第２項の和解案のとおり，和解するように勧告を受けた。